

令和7年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年4月21日（月）第4回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃 奈 乃
	主 事 半 田 まゆか	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—
◎事務局長は開会に先立ち、議案第3号の農用地利用集積等促進計画の公告についての1番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後16時00分、令和7年第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

3番 竹 澤 靖 委員、 12番 神 長 守 雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件のみの許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。なお、この案件につきまして事務局より補足説明をさせていただきます。内容としましては、ペルー籍の●●さんが新規就農するという案件でして、事前に柴田忠農業委員と青木秀夫推進委員による聞き取り調査を行いました。その内容を簡単に説明しますと、●●さんとその妻の●●さん2人で、これから農業を始めたいとのことで、●●さんは農業に関してほとんど経験がありませんが、妻の●●さんは農業大学校出身でキャベツやハクサイなどを栽培する農園の手伝い経験もある方です。農業機械は、草刈り機等は前の地主から譲り受けます。また農協の組合員になったので、その他の機械については農協から借りられるようです。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになります。補足説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎柴田 忠委員 1番ですが、4月7日に青木推進委員と申請者の●●さんの面接を行いました。妻の●●さんは、先ほど説明があったとおり、農業大学を卒業しまして野菜栽培の農園に勤務経験もあるということで、特に問題は無いという結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。4ページをご覧ください。1番と2番は同一の事業のため、まとめてご説明いたします。本件は、高谷において●●申請の園芸用土採取及びその搬出入路への一時転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが、不許可の例外の中の一時的な利用に供する場合に該当します。なお、本件は令和4年度に一時転用の許可を出していますが、一時転用期間の3年以内に事業の完了が見込めないため、再度許可申請を行うよう求めたものであります。農地法では一時転用の期間は原則3年と定められております。しかしながら今回のケースのように、天候不良等により事業

が計画通り進まず結果として3年以内に完了しないことが稀にあります。このようなケースの場合の対応を、農地法を所管している農水省は「一時転用許可の再申請は原則できないが、引き続き利用する場合であって、いったん農地復元をして再度一時転用許可を受けて改めて転用することが著しく不経済であるときには、例外的に一時転用の再申請について許可することも差し支えない。」と示しています。農水省の考え方を踏まえたと、一時転用は原則3年以内に完了するものとして許可をするが、どうしても終わらない場合、今回についていえば、土採取は完了していますが埋戻しが終わっていないといった状況の場合は、再度許可申請をさせて、許可が下りた後に改めて事業を行わせるという形を取らざるを得ないということになります。以上のことから、3年以内に完了しなかったこの園芸用土採取については、再度許可申請を行わせるという対応をとる形となります。次に3番は、池ノ森において●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地であります。不許可の例外の中の一時的な利用に供する場合に該当します。次に4番は、深津において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地であります。不許可の例外の中の一時的な利用に供する場合に該当します。次に5番は、楡木町において●●申請の駐車場への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の集落に接続し業務上必要な施設に該当します。以上、5条転用5件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎竹澤 靖委員 去る4月14日に橋本局長、永嶋主査、神長委員、そして私の4名で現地を調査して参りました。1番から5番に関しまして特段問題となるところはございませんでした。ただ事務局から説明のあったとおり、1番と2番に関しましては令和4年に許可が出ているということを踏まえまして、始末書付きがよろしいのではないかと判断に至りました。以上、報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番と2番は関連してしますので合わせてご説明させていただきます。1番の高谷の件は、●●が令和4年に園芸用土採取のために一時転用申請したのですが、まだ埋め立てが終わっていません、期限が切れてしまうので再度申請することになりました。2番はその1番の土地に入るための進入路になります。始末書付きにはなりますが、問題ありませんのでご承認よろしくお願いたします。

◎早乙女八重子委員 3番の池ノ森の件は、●●さんから●●さんへの園芸用採取のための一時転用です。事務局と現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでよろしくお願いたします

ます。

◎松井研吉委員 4番は、深津の●●さんから同じ深津の●●への賃貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用で、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。

◎小平敏男委員 5番の件は、●●さんから●●への売買による所有権移転です。転用目的は業務用地としての駐車場との申請で、この案件は昨年11月に農振除外の申請をしたものがあります。問題無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号及び議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第3号および4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年3月31日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、農地中間管理事業の再配分、新規一括方式について記載しております。議案書7ページをご覧ください。この度、受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が2件、2筆、8,840㎡となっております。議案書8ページから25ページをご覧ください。新規の一括方式での計画が33件、77筆、145,511.47㎡となっております。以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号及び3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第3号と4号について、まとめてご審議をお願いたします。

◎議長は、議案第3号及び議案第4号について質問を求めた。

◎柴田 忠委員 対価等の受け手分についてですが、10アールあたり3,000円とか5,000円とかありますが、これは受け手がいただく額ということでよろしいですか。

◎議長は事務局に説明を求めた。

◎事務局（半田主事） 回答させていただきます。地主の方、農地を所有されている方が、この対価をもらえるという形になります。

◎議長は他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第3号の2番及び3番と、議案第4号の4番から36番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要となります。今回は1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 4月18日に現地調査をして参りました。●●さんは会社を退職されまして、父親の跡を継いで農業をやっていくということです。その準備もできておりますし問題無いと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後16時35分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年4月21日

議 長

署名委員

署名委員
